

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「自治令」という。）第167条の10の2及び第167条の13の規定に基づき、沖縄県土木建築部の発注する建設コンサルタント業務（以下「業務」という。）において、意図する成果の品質確保を目的として、価格と技術力を総合的に評価し、落札者を決定する業務（以下「当該業務」という。）について、総合評価方式による競争入札（以下「総合評価落札方式」という。）の試行に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合評価落札方式 自治令第167条の10の2及び第167条の13の規定に基づき、価格と技術力を総合的に評価し、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、成果の品質や履行方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から最も優れたものをもって申込みをした者を落札者とする発注方式をいう。
- (2) 契約担当者 知事又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。
- (3) 主務課長 契約事務及び実施する当該業務の履行に関する事務を分掌する本庁の課長をいう。
- (4) 事務所長 当該業務を所管する出先機関の長をいう。
- (5) 低入札調査基準価格 「沖縄県土木建築部が発注する建設コンサルタント業務の総合評価落札方式における低入札価格調査制度試行要領」（以下「低入札調査試行要領」という。）において、低入札調査基準価格として定められた額をいう。
- (6) 失格基準価格 低入札調査試行要領において、失格基準価格として定められた額をいう。
- (7) 落札者決定基準 落札者を決定するために定める、評価項目、評価基準、配点、技術点、価格点、総合評価点等に係る基準をいう。
- (8) 特定調達契約 物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則（平成7年12月28日沖縄県規則第83号）の適用を受けるコンサルタント業務の契約をいう。
- (9) 指名者 主務課長又は事務所長（以下「主務課長等」という。）等からの指名通知書を受けて、入札に参加する者をいう。

(対象業務)

第3条 この要領の対象とする業務は、事前に仕様を確定可能であるが、指名者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務において、契約担当者又は主務課長等が必要と認める業務とする。

ただし、特定調達契約は対象としない。

(総合評価落札方式の選定)

第4条 総合評価落札方式の適用に当たっては、当該業務の難易度（技術的な工夫の余地）に応じて、次に掲げるいずれかの方式を選択するものとする。

(1) 標準型

業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ（以下「評価テーマ」という。）に関する技術提案を求めることによって、品質向上を期待できる業務の場合に、仕様の範囲内で品質向上の方法の提示を求める評価テーマを示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求め、価格との総合評価を行う。

(2) 簡易型

業務の実施方針のみで品質向上を期待できる業務の場合に、技術提案として、実施方針の提出を求め、価格との総合評価を行う。

(学識経験者の意見の聴取)

第5条 主務課長等は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

- 2 主務課長等は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、改めて学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 3 学識経験者に意見を聴くときは、第1号様式又は第2号様式によるものとする。

(委員会等)

第6条 競争参加資格、技術力の審査・評価を行うため、技術審査会及び一般競争入札参加資格委員会（以下「委員会等」という。）を設置するものとする。

なお、委員会等の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 技術審査会は、次の事務を所掌するものとする。

ア 競争参加資格要件の設定に係る審査

イ 評価項目、評価基準、配点、技術点、価格点、総合評価点、評価の担保の方法の設定に係る審査

ウ 競争参加資格要件の有無の評価

エ 技術提案書に関する審査・評価

(2) 一般競争入札参加資格委員会は、次の事務を所掌するものとする。

ア 総合評価落札方式の採用の必要性の確認

イ 競争参加資格要件の確認

ウ 評価項目、評価基準、配点、技術点、価格点、総合評価点、評価の担保の方法の設定に係る確認

エ 競争参加資格の有無の確認

オ 技術提案書の評価の確認

カ 落札者決定のための確認

2 委員会等の組織及び運営方法は、別に定めるものとする。

3 総合評価方式の実施にあたり、有識者又は主務課以外の職員等を含む委員会等を個別に設置し、当該委員会等において参加資格要件及び評価等を審議する場合は、第1項、第13条、第15条の3及び第19条の規定にかかわらず、本要領に基づく委員会等の審議を省略することができる。

(競争参加資格要件)

第7条 競争参加資格要件は、別に定めるものとする。

なお、期限までに参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）、技術提案書及び参加表明書の内容を証明する資料（以下「証明資料」という。）を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加させないものとする。

2 提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び証明資料（以下「技術資料」という。）の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、やむを得ないものとして技術審査会が承認した場合は、この限りではない。

(技術力等の評価基準)

第8条 技術力等の評価基準は、別に定めるものとする。

(当該業務の公告)

第9条 主務課長等は、自治令第167条の6及び沖縄県財務規則（昭和47年5月15日規則第12号）第121条の規定により、入札公告（第3号様式）に準じて、当該業務を所轄する主務課（事務所）（以下（主務課（所）」という。）において、掲示、その他の方法により公告するものとする。

2 前項における掲示期間は、公告日から参加表明書提出期限日までとする。

3 主務課長等は、公告後速やかに主務課（所）において、入札説明書（第4号様式）の縦覧を行うとともに、当該業務の入札に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）に当該公告の写し及び入札説明書を配布するものとする。

なお、詳細図面等の資料の入手に費用が掛かる場合は、その旨を入札公告に明示するものとする。

4 入札公告において、次の事項を明示するものとする。

(1) 総合評価落札方式を採用していること

(2) 当該総合評価落札方式に係る落札者決定基準

(入札説明書に対する質問及び回答)

第10条 参加表明書を提出しようとする者又は技術提案書を提出しようとする者は、入札説明書について、書面により質問をすることができる。ただし、主務課長等が競争参加資格がないと判断する者は、質問をすることができない。

2 前項の書面は、参加表明書の提出にあつては4日（沖縄県の休日を含める条例（平成3年沖縄県条例第15号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）前までに、技術提案書の提出及び入札にあつては7日（休日を除く。）前までに、当該業務を所轄する主務課（所）に持参しなければならない。郵送又は電送（FAX含む。）によるものは受け付けない。

3 主務課長等は、質問に対する回答を公告掲載の提出期限日の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内に、主務課（所）において掲示、その他の方法により周知するものとする。

(技術資料の作成に関する説明会)

第11条 技術資料の作成に関する説明会を行う場合は、説明会を公告した日から3日以降に実施できるものとする。

(参加表明書及び証明資料の提出)

第12条 参加希望者は、主務課長等に、参加表明書及び証明資料（以下「参加表明書等」という。）を提出期限までに、原則として持参により2部提出しなければならない。

2 参加表明書等の作成及び提出に要する費用は、参加希望者の負担とする。

3 主務課長等は、参加希望者から提出された参加表明書等について返却しない。

4 主務課長等は、当該業務の競争参加資格の確認及び評価以外に、提出された参加表明書等を無断で使用してはならない。

(参加表明書等の審査及び指名)

第13条 主務課長等は、指名者を指名するにあたっては、あらかじめ委員会等の議を経るものとする。

2 委員会等は、前項の審査を行う場合に必要に応じて、提出された参加表明書等の記載内容についてヒアリングを実施することができる。

3 契約担当者は、参加希望者が多数いる場合は、測量及び建設工事コンサルタント業者の指名に関する要領（昭和61年5月15日土総第429号）第5条に基づき、技術力等の評価基準より求めた評価点の上位の者から指名するものとする。

4 前項の場合に主務課長等は、公告にその旨を明記し、入札説明書に評価項目及び配点等を明記するものとする。

(指名通知)

第14条 主務課長等は、前条の結果に基づき、申請期限日から原則として20日以内に、指名通知書により該当者へ通知するものとする。また、指名されなかった者（以下「非指名者」という。）にも同様に通知するものとする。

(非指名者等への理由説明)

第15条 非指名者又は競争参加資格がないと認められた者は、前条第1項の通知をした日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、書面により主務課長等に説明を求められるものとする。

2 主務課長等は、前項の説明を求められた場合は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、書面をもって回答するものとする。

(技術資料の提出)

第15条の2 指名者は、主務課長等に、技術資料を入札説明書に示すところにより、原則として持参により2部提出しなければならない。

2 技術資料の作成及び提出に要する費用は、指名者の負担とする。

- 3 主務課長等は、指名者から提出された技術資料は返却しない。
- 4 主務課長等は、当該業務の評価以外に、提出された技術資料を無断で使用してはならない。

(技術資料の審査)

第15条の3 主務課長等は、提出された技術提案書の評価について、委員会等の議を経るものとする。

- 2 委員会等は、前項の審査を行う場合に必要に応じて、提出された技術提案書の記載内容について指名者のヒアリングを実施することができるものとする。

(入札の方法)

第16条 主務課長等は、入札の執行に先立ち、指名通知書の写しを提出させるものとする。

- 2 入札の実施においては、価格のみで入札するものとする。
- 3 指名者は、第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載する金額に対応した積算内訳書を提出するものとする。
- 4 入札後は、「落札保留」を宣言し、次のことを告げて入札を終了するものとする。
 - (1) 一般競争入札参加資格委員会の議を経たうえで、落札者を決定する。
 - (2) 落札者決定後、速やかに指名者全員に通知する。

(入札書の提出)

第17条 入札は、指定された日時に、入札書を持参して行うものとする。

- 2 原則として、郵便による入札は認めないものとする。ただし、郵便による入札を認めた場合は、受領期限を入札執行の日時前に定めることができるものとする。
- 3 郵便による入札を行った者がいる場合で、1回目の入札において落札しなかったときは、郵便による入札を行った者に対し再度入札について通知するための期間及び入札書を郵送するために必要な期間を考慮し、再度入札の期限を定めなければならない。
- 4 電子入札対象業務の入札書の提出は、電子入札システム(電子入札に使用する電子情報処理組織をいう。以下同じ。)により行うことができるものとする。

(総合評価の方法)

第18条 総合評価点の算出方法は、加算方式とする。

- 1 評価値の算出方法は、以下のとおりとする。
$$\text{総合評価点} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$
- 2 価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。
$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$
- 3 技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。
 - (1) $\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の満点}) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$
 - (2) 技術提案書の内容に応じ、次のア～ウの評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。
 - ア 予定技術者の経験及び能力
 - イ 実施方針等
 - ウ 評価テーマに対する技術提案(簡易型除く。)
- 4 「価格評価点」と「技術評価点」の割合は、業務の難易度等により1:1から1:3の間で適宜定めることができる。

(落札者の決定)

第19条 入札額が予定価格の制限の範囲内の者(低入札調査基準価格に該当する入札を行った者については、同調査において契約の内容に適合した履行がなされると認められた者に限る。)で総合評価点が最も高い者を落札候補者とする。なお、評価値が同じものが2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札候補者を定めるものとする。

- 2 主務課長等は、前項の落札候補者について落札を決定しようとするときは、一般競争入札参加資格委員会の議を経て決定するものとする。
- 3 主務課長等は、第5条第2項の意見聴取において落札者を決定するときに改めて意見を聴く必要がある

との意見が述べられた場合には、当該落札者を決定するときに改めて学識経験者の意見を聴かなければならない。

4 主務課長等は、落札者を決定したときは、その結果を速やかに指名者へ通知するものとする。

(非落札者への理由説明)

第20条 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、前条の通知をした日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に、書面により主務課長等に非落札理由の説明を求められることができるものとする。

2 主務課長等は、前項の説明を求められた場合は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に、書面をもって回答するものとする。

(評価結果等の公表)

第21条 主務課長等は、落札者を決定したときは、契約後速やかに次の事項を公表するものとする。

- (1) 指名者名及び参加希望者名
- (2) 各指名者の入札価格
- (3) 各指名者及び参加希望者の技術点
- (4) 各指名者の総合評価点
- (5) 各指名者及び参加希望者の各評価細目の点数

(入札の無効)

第22条 競争参加資格のない者のした入札、参加表明書等及び技術資料に虚偽の記載を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(評価の担保)

第23条 落札者決定に反映させた参加表明書等及び技術資料の記載内容が業務実施に当たって十分に履行されていない場合は、完了検査時における業務成績を減点するものとする。その内容については、入札説明書に明示するものとする。

(業務成績の減点)

第24条 前条に係る減点は、業務計画に関する次の事項について行うものとする。

- (1) 工程管理に関する事項
- (2) 業務上の課題に関する事項
- (3) 業務上の配慮に関する事項
- (4) 成果品の品質に関する事項

(再苦情)

第25条 第15条及び第20条の規定による説明に不服がある者は、説明に係る書面を受け取った日から7日(休日を除く。)以内に、書面により主務課長等に対して再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、沖縄県公共工事入札等適正化委員会が審議を行うものとする。

(その他)

第26条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成23年4月1日より適用する。

附則

この要領は、平成26年5月1日より適用する。

附則

この要領は、平成30年4月1日より適用する。